

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

東近江市準備委員会

設立発起人会



日時 令和3年11月9日（火）午後1時30分
会場 東近江市役所新館3階 317・318会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

東近江市準備委員会設立発起人会について	・・・ P 1
東近江市準備委員会設立発起人会名簿	・・・ P 2
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	・・・ P 3
東近江市開催競技及び開催予定施設	・・・ P 5
大会開催に向けたスケジュール	・・・ P 6
東近江市準備委員会組織図	・・・ P 7
第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 東近江市準備委員会設立趣意書（案）	・・・ P 8
第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 東近江市準備委員会会則（案）	・・・ P 9
第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 東近江市準備委員会名簿（案）	・・・ P14

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 東近江市準備委員会設立発起人会について

1 発起人会とは

東近江市準備委員会設立発起人会（以下「発起人会」という。）は、準備委員会設立の重要な組織となります。

その主な役割としては、設立趣意書を起草し、準備委員会の役員・委員等の候補者選定及び就任要請など、準備委員会設立総会の開催・運営を行うこととなります。

発起人会の発議を受けて準備委員会を設立することにより、設立趣旨が明白となり、市民の理解も得やすくなります。

2 発起人会の役割

- (1) 準備委員会設立総会で報告する設立趣意書の作成
- (2) 準備委員会設立総会に提案する会則（案）の作成
- (3) 準備委員会役員、委員等の候補者の選定

※準備委員会は、国スポ滋賀県大会の開催が決定される年（令和4年）に実行委員会へ移行します。

（役員 の例）

- 1 会長 市長とする。
- 2 副会長 市議会議長を始め、若干名をおく。
- 3 常任委員 常任委員会での運営を容易にするため、必要最小限の委員数とする。
- 4 監事 2名程度で、市会計管理者等を充てる。

（顧問・参与 の例）

- 1 顧問 地元選出県議会議員 等
- 2 参与 市議会議員、報道関係者 等

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立発起人会名簿

(順不同・敬称略)

所属機関・団体名	役職	氏名
東近江市	市長	小 椋 正 清
東近江市議会	議長	西 澤 由 男
東近江市	教育長	藤 田 善 久
東近江市スポーツ協会	会長	久 保 九二雄
八日市商工会議所	会頭	高 村 潔
東近江市商工会	会長	鈴 村 重 史
一般社団法人東近江市観光協会	会長	喜 多 良 道
グリーン近江農業協同組合	代表理事組合長	岡 本 守
東近江市自治会連合会	会長	谷 弥一郎
東近江市内まちづくり協議会連絡会	会長	小 島 善 雄
社会福祉法人東近江市社会福祉協議会	会長	大 塚 ふ さ

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心に第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障害者スポーツの祭典です。

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

なお、全国障害者スポーツ大会については、第1回大会以降、障スポ（しょうすぽ）の略称で親しまれています。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県及び市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

3 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

開催時期：9月中旬から10月中旬まで

開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

開催時期：原則として国民スポーツ大会の終了後

開催期間：3日間

4 滋賀県大会の大会名、愛称、スローガン

大会名「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」

愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」

スローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」

5 滋賀県の実施予定競技

【国民スポーツ大会】

(1) 正式競技（37競技）

ア 毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ゴルフ、ボウリング、トライアスロン

イ 隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレー射撃（第79回大会では、ボクシングを実施）

(2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式及び軟式）

(3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

【全国障害者スポーツ大会】

(1) 正式競技（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議のうえ、決定されます。（例：肢体障害者ボウリング、ブラインドテニス、精神障害者フットサル等）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市開催競技及び開催施設

【国民スポーツ大会】 7 競技

競技名	種別	開催施設
サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド
ボクシング	全種別	東近江市能登川アリーナ
自転車(ロード・レース)	全種別	東近江市特設ロード・レースコース (未定)
軟式野球	成年男子	東近江市ひばり公園湖東スタジアム
ソフトボール	成年男子	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド
カヌー (スプリント)	全種別	東近江市能登川水車とカヌーランド
ゴルフ	女子	名神八日市カントリー倶楽部

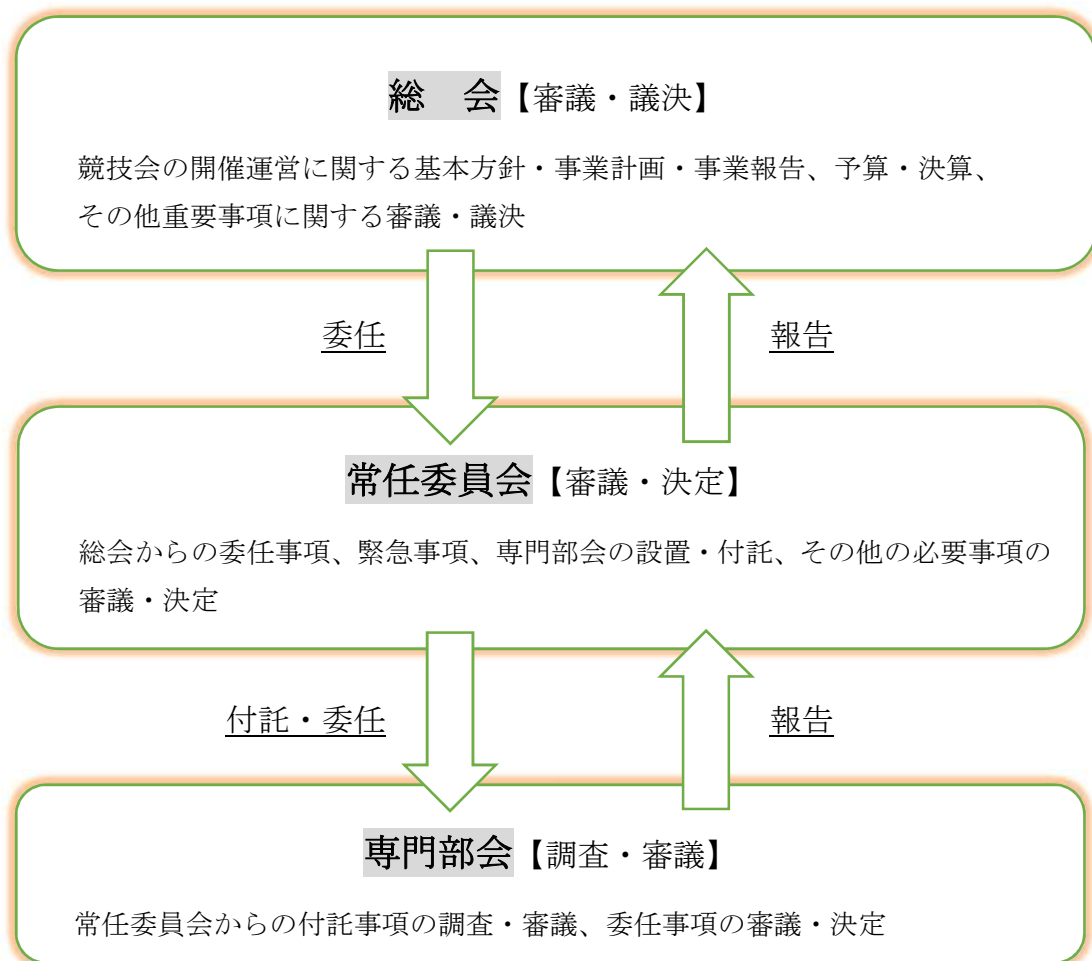
【全国障害者スポーツ大会】 1 競技

競技名	種別	開催施設
グランドソフトボール	身体障害	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド

第79回国民スポーツ大会・第24回障害者スポーツ大会
大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	東近江市準備委員会 (東近江市実行委員会)	市
令和3年度 (2021年) 【4年前】 三重国体(中止)	令和元年度 国スポ大会開催内定 会場地総合視察	設立発起人会 (令和3年11月9日) 準備委員会設立総会 常任委員会 (令和4年1月28日) 各専門部会 総務企画・競技式典 宿泊衛生・輸送交通 (随時開催)	令和2年度 国スポ・障スポ推進課設置
令和4年度 (2022年) 【3年前】 栃木国体	開催決定・会期決定(令和4年夏頃)	実行委員会設立総会 常任委員会	先催県視察・情報収集
令和5年度 (2023年) 【2年前】 鹿児島国体		総会 常任委員会 各専門部会 総務企画・競技式典 宿泊交通・輸送交通 (随時開催)	市内推進本部設置 リハーサル大会 実施本部設置
令和6年度 (2024年) 【1年前】 佐賀国スポ	国スポリハーサル大会		本大会実施本部設置
令和7年度 (2025年) 【開催年】 滋賀国スポ	障スポリハーサル大会 ↓ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催	↓ 実行委員会解散	↓

第79回国民スポーツ大会・第24回障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会組織図



専門部会の委員は、常任委員、委員の各団体からの事務責任者をもって構成する。

《各専門部会》

総務企画（総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴等）
競技式典（競技、式典、施設等）
宿泊衛生（宿泊、医事、衛生等）
輸送交通（輸送、交通、警備、消防等）

【全体準備調整】

《準備委員会事務局》

事務局長、事務局次長、事務局職員（国スポ・障スポ推進課）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地域スポーツの振興と地域文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を求め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

昨今、社会情勢の急激な変化により、スポーツを取り巻く環境も変化する中で、改めてスポーツが持つ力に大きな期待が寄せられています。

このような中、本県で昭和56年のびわこ国体以来44年ぶりとなる国内最大規模の大会が令和7年（2025年）に開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツ活動の普及、促進に寄与するとともに、地域活性化につながり、本市が目指す「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて有意義な大会になると確信しております。

また、本市は、多様な姿を見せる自然豊かな地域であり、万葉の時代から受け継がれてきた歴史、文化、自然の地域資源を全国に発信する絶好の機会でもあります。

このような意義ある両大会を成功に導くために、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会」を設立し、本市の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和3年11月9日

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立発起人 代表

東近江市準備委員会設立発起人

東近江市長	小 椋 正 清
東近江市議会議長	西 澤 由 男
東近江市教育長	藤 田 善 久
東近江市スポーツ協会会長	久 保 九二雄
八日市商工会議所会頭	高 村 潔
東近江市商工会会長	鈴 村 重 史
一般社団法人東近江市観光協会会長	喜 多 良 道
グリーン近江農業協同組合代表理事組合長	岡 本 守
東近江市自治会連合会会長	谷 弥 一郎
東近江市内まちづくり協議会連絡会会長	小 島 善 雄
社会福祉法人東近江市社会福祉協議会会長	大 塚 ふ さ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、東近江市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に要する経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関（以下「関係競技団体等」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

（組織）

第4条 準備委員会は、会長、委員及び監事をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体等を代表する者
- (2) 東近江市議会議員
- (3) 東近江市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 常任委員 40人以内
- (4) 監事 2人

（役員を選任）

第6条 会長は、東近江市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第20条の規定により準備委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係競技団体等の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項に関し、助言する。
- 5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (3) 専門部会の設置及び運営並びに専門部会への付託及び委任に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門部会）

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理させるため、準備委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、東近江市に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年1月28日から施行する。

(会計年度に関する経過措置)

2 準備委員会の最初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から施行日に始まり、その後最初の3月31日に終わるものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会名簿（案）

（順不同）

【会長】 1名

	職名	選出区分	所属機関・団体名・役職名
1	会長	市関係	東近江市長

【委員】 90名

	職名	選出区分	所属機関・団体名・役職名
1	副会長	市議会関係	東近江市議会議長
2	副会長	市関係	東近江市副市長
3	副会長	市関係	東近江市教育長
4	副会長	スポーツ関係	東近江市スポーツ協会会長
5	常任委員	市議会関係	東近江市議会副議長
6	常任委員	市議会関係	東近江市議会福祉教育子ども常任委員会委員長
7	常任委員	競技団体	公益社団法人滋賀県サッカー協会会長
8	常任委員	競技団体	滋賀県ボクシング連盟会長
9	常任委員	競技団体	一般社団法人滋賀県自転車競技連盟会長
10	常任委員	競技団体	滋賀県軟式野球連盟会長
11	常任委員	競技団体	滋賀県ソフトボール協会会長
12	常任委員	競技団体	滋賀県カヌー協会会長
13	常任委員	競技団体	滋賀県ゴルフ連盟会長
14	常任委員	スポーツ関係	東近江市スポーツ推進委員協議会委員長
15	常任委員	産業・経済関係	八日市商工会議所会頭
16	常任委員	産業・経済関係	東近江市商工会会長
17	常任委員	産業・経済関係	グリーン近江農業協同組合代表理事組合長
18	常任委員	産業・経済関係	湖東農業協同組合代表理事組合長
19	常任委員	産業・経済関係	滋賀蒲生町農業協同組合代表理事組合長
20	常任委員	産業・経済関係	東能登川農業協同組合代表理事組合長
21	常任委員	観光関係	一般社団法人東近江市観光協会会長
22	常任委員	市民団体・各種団体	東近江市自治会連合会会長
23	常任委員	市民団体・各種団体	東近江市内まちづくり協議会連絡会会長
24	常任委員	学校・教育関係	滋賀県高等学校長協会代表
25	常任委員	学校・教育関係	東近江市中学校長会会長
26	常任委員	学校・教育関係	東近江市小学校長会会長
27	常任委員	宿泊関係	一般社団法人東近江ホテル旅館組合代表理事
28	常任委員	宿泊関係	ホテルルートイン東近江八日市駅前マネージャー
29	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人東近江医師会会長
30	常任委員	医療・福祉関係	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会会長
31	常任委員	衛生関係	滋賀県東近江健康福祉事務所所長
32	常任委員	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会会長
33	常任委員	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会会長
34	常任委員	警察関係	滋賀県東近江警察署署長
35	常任委員	消防関係	東近江行政組合消防本部消防長

	職名	選出区分	所属機関・団体名・役職名
36	常任委員	県関係	滋賀県東近江土木事務所所長
37	常任委員	県関係	滋賀県東近江環境事務所所長
38		競技団体	一般社団法人東近江市サッカー協会会長
39		競技団体	東近江市軟式野球連盟会長
40		競技団体	東近江ソフトボール協会会長
41		競技団体	東近江市ゴルフ協会会長
42		スポーツ関係	東近江市スポーツ協会副会長
43		スポーツ関係	東近江市スポーツ協会副会長
44		スポーツ関係	東近江市スポーツ少年団本部長
45		会場関係	名神八日市カントリー倶楽部支配人
46		会場関係	京セラ株式会社滋賀八日市工場工場長
47		会場関係	東近江スポーツみらい創発パートナーズ東近江総合運動公園支配人
48		会場関係	S P キムラ S S K グループ代表
49		会場関係	公益財団法人東近江市地域振興事業団理事長
50		観光関係	東近江国際交流協会会長
51		観光関係	東近江市観光ボランティアガイド協会会長
52		市民団体・各種団体	公益社団法人東近江市青年会議所理事長
53		市民団体・各種団体	東近江ロータリークラブ会長
54		市民団体・各種団体	五個荘能登川ロータリークラブ会長
55		市民団体・各種団体	八日市南ロータリークラブ会長
56		市民団体・各種団体	八日市ライオンズクラブ会長
57		市民団体・各種団体	能登川ライオンズクラブ会長
58		学校・教育関係	びわこ学院大学学長
59		学校・教育関係	学校法人藍野大学びわこリハビリテーション専門職大学学長
60		学校・教育関係	学校法人滋賀学園校長
61		学校・教育関係	滋賀県立八日市高等学校校長
62		学校・教育関係	滋賀県立能登川高等学校校長
63		学校・教育関係	滋賀県立八日市南高等学校校長
64		医療・福祉関係	公益社団法人滋賀県看護協会第4地区支部支部長
65		医療・福祉関係	医療法人社団昂会本部長
66		医療・福祉関係	独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター総務部長
67		医療・福祉関係	東近江市身体障害者厚生会会長
68		医療・福祉関係	東近江市民健康づくり推進協議会会長
69		医療・福祉関係	赤十字奉仕団東近江市地区委員会委員長
70		衛生関係	八日市調理師会会長
71		輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県トラック協会会長
72		輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社彦根駅長
73		輸送・交通関係	近江鉄道株式会社代表取締役社長
74		消防関係	東近江市消防団団長
75		市関係	東近江市政策監
76		市関係	東近江市危機管理監
77		市関係	東近江市総務部長
78		市関係	東近江市企画部長

	職名	選出区分	所属機関・団体名・役職名
79		市関係	東近江市税務部長
80		市関係	東近江市市民環境部長
81		市関係	東近江市健康福祉部長
82		市関係	東近江市こども未来部長
83		市関係	東近江市農林水産部長
84		市関係	東近江市商工観光部長
85		市関係	東近江市文化スポーツ部長
86		市関係	東近江市都市整備部長
87		市関係	東近江市都市整備部広域事業・公共交通担当部長
88		市関係	東近江市水道部長
89		市関係	東近江市教育委員会事務局教育部長
90		市関係	東近江市支所理事

【監事】 2名

	選出区分	所属機関・団体名・役職名
1	産業・経済関係	八日市商工会議所専務理事
2	市関係	東近江市会計管理者

【顧問】 8名

	選出区分	所属機関・団体名
1	スポーツ関係	東近江市スポーツ協会名誉会長
2	衆議院議員	衆議院議員（滋賀第2区選出）
3	衆議院議員	衆議院議員（滋賀第4区選出）
4	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
5	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
6	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
7	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
8	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）

【参与】 41名

	選出区分	所属機関・団体名
1	市議会関係	東近江市議会議員
2	市議会関係	東近江市議会議員
3	市議会関係	東近江市議会議員
4	市議会関係	東近江市議会議員
5	市議会関係	東近江市議会議員
6	市議会関係	東近江市議会議員
7	市議会関係	東近江市議会議員
8	市議会関係	東近江市議会議員
9	市議会関係	東近江市議会議員
10	市議会関係	東近江市議会議員
11	市議会関係	東近江市議会議員
12	市議会関係	東近江市議会議員

	選出区分	所属機関・団体名
13	市議会関係	東近江市議会議員
14	市議会関係	東近江市議会議員
15	市議会関係	東近江市議会議員
16	市議会関係	東近江市議会議員
17	市議会関係	東近江市議会議員
18	市議会関係	東近江市議会議員
19	市議会関係	東近江市議会議員
20	市議会関係	東近江市議会議員
21	市議会関係	東近江市議会議員
22	市議会関係	東近江市議会議員
23	報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局
24	報道関係	株式会社毎日新聞社彦根支局
25	報道関係	株式会社毎日新聞社近江八幡通信部
26	報道関係	株式会社読売新聞社大津支局近江八幡通信部
27	報道関係	株式会社京都新聞社滋賀本社滋賀北部総局
28	報道関係	株式会社産業経済新聞社大津支局
29	報道関係	株式会社中日新聞社東近江通信部
30	報道関係	びわ湖放送株式会社放送管理局報道部
31	報道関係	日本放送協会大津放送局
32	報道関係	株式会社時事通信社大津支局
33	報道関係	株式会社滋賀報知新聞社
34	報道関係	滋賀報知通信社
35	報道関係	有限会社報知写真新聞社
36	報道関係	滋賀市民新聞社
37	報道関係	滋賀報知新聞中部本社
38	報道関係	びわ湖キャプテン株式会社FM事業部
39	報道関係	東近江ケーブルネットワーク株式会社
40	報道関係	株式会社カリセ
41	報道関係	一般社団法人共同通信社大津支局

会長	1名
副会長	4名
常任委員	33名
委員	53名
監事	2名
顧問	8名
参与	41名
計	142名